

有効期間満了日 平成35年3月31日

熊外事第153号

平成31年4月3日

警察署沿岸警備協力会個人会員に対する報償費の取扱いについて（通達）

見出しのことについては、「警察署沿岸警備協力会個人会員に対する報償費の取扱いについて（通達）」（平成28年4月6日付け熊外事115号）により運用しているところであるが、下記のとおり引き続き同様に運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の施行をもって、前記通達は廃止する。

記

1 報償費の支払対象、支払金額

(1) 支払対象

警察署沿岸警備協力会会員として委嘱を受けた個人会員

(2) 支払金額

年額 5千円

2 支払上の留意点

(1) 支払時期

原則として年度末（3月20日以降）に支払うものとする。ただし、年度途中で解嘱、辞任その他の事由（以下「解嘱等」という。）により脱会した個人会員に対しては、その事由が生じた後、速やかに支払うものとする。

(2) 支払方法

口座振替払とする。

3 支払上の留意点

(1) 個人会員が、年度途中で解嘱等により脱会したときは、その事由が生じた月までの報償費を月割り計算で支払うものとする。ただし、この場合は月額416円とする。

その際、最終月の委嘱期間が15日を超えた場合に当該月分の報償費を支払うものとする。

また、新規採用の場合は、採用月の委嘱期間が15日を超えた場合に支払うものとし、15日に満たない場合は支払わないものとする。

(2) 支払対象の個人会員が、入院、旅行及び出張その他の事由により、1か月のうち15日以上、活動に従事できなかった場合は、当該月分の報償費416円を減額するものとする。

減額措置の必要性が生じた場合は、別添様式により個人会員の活動状況を確認し、適正な報償費の執行に努められたい。

(3) 所得税の取扱い

所得税は、所得税法第204号に該当しないため徴収しない。

※ 様式（略）